

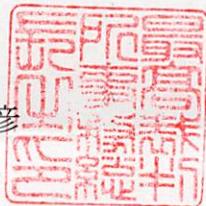
最高裁秘書第2445号

平成30年6月13日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成30年5月15日付け（同月17日受付、最高裁秘書第2120号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

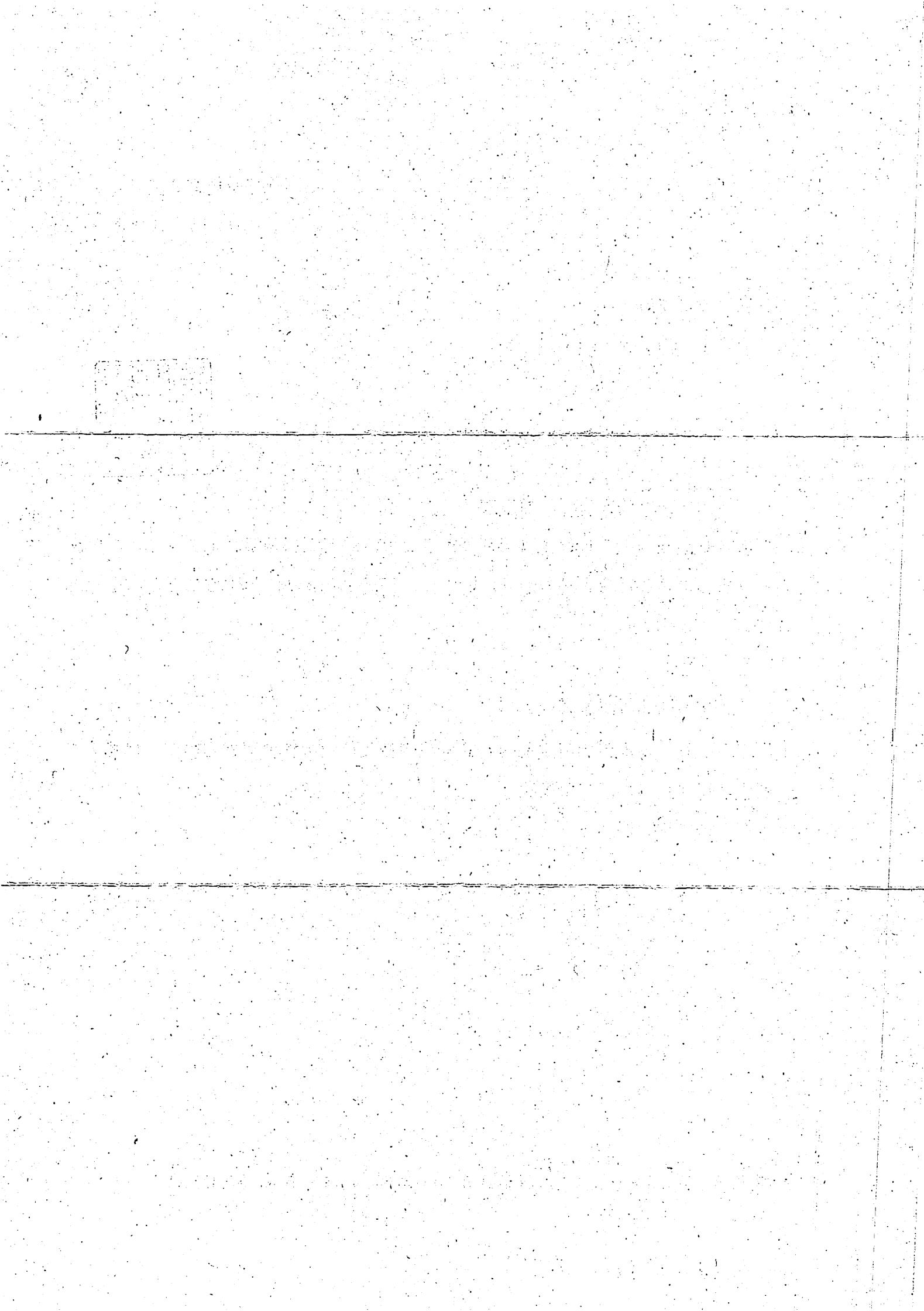
1 開示する司法行政文書の名称等

昭和60年最高裁判所規程第5号「裁判官及び裁判官の秘書官の年次休暇等に関する規程」（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）



裁判官及び裁判官の秘書官の年次休暇等に関する規程

昭和60年12月18日最高裁判所規程第5号

改正 平成6年7月20日最高裁判所規程第4号

裁判官及び裁判官の秘書官の休暇に関する規程を次のように定める。

裁判官及び裁判官の秘書官の年次休暇等に関する規程

(平六最裁程四・改称)

裁判所職員の休暇に関する規程（昭和二十五年最高裁判所規程第十号）の全部を改正する。

裁判官及び裁判官の秘書官（以下「裁判官等」という。）の年次休暇、病気休暇及び特別休暇については、裁判官等以外の裁判所職員の例による。

附則

この規程は、昭和六十一年一月一日から施行する。

附則（平成六年七月二〇日最高裁判所規程第四号）

この規程は、裁判官の介護休暇に関する法律（平成六年法律第四十五号）の施行の日から施行する。